

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に鑑み、関係条例の規定を整備するものです。

(関係条例)

- ① 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ④ 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ⑤ 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑥ 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ⑦ 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑧ 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
- ⑨ 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

2 改正内容

(1) 各条例に共通の内容

ア 基本方針（一般原則）の一つとして、利用者・入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、体制の整備及び職員に対する研修の実施等の措置を義務付ける。（経過措置期間：令和6年3月31日まで）

イ 介護サービスを提供するに当たって、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進する観点から、要介護認定情報、介護保険レセプト情報等の介護保険関連情報の有効活用に努めなければならないものとする。

ウ 避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないものとする。

エ 身体的拘束等適正化委員会及びサービス担当者会議について、テレビ電話等の活用による実施（サービス担当者会議にあっては、利用者・入所者及び当該利用者・入所者の家族の同意を得た場合に限る。）を可能とする。

※サービス担当者会議は、軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。

- オ 感染症又は非常災害が発生した場合において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）の策定、研修及び訓練の実施等を義務付ける。（経過措置期間：令和6年3月31日まで）
- カ 虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施及びこれらの措置を適切に実施するための担当者の設置を義務付ける。（経過措置期間：令和6年3月31日まで）
- キ 重要事項説明書等に関する利用者・入所者への説明・同意等に係るもののうち、書面で行うものについて、電磁的記録によることを可能とする。
- ク 省令改正に伴う引用条文の条項ずれ等の整理を行う。

（2）施設系条例（④、⑧を除く。）に適用

- ア サテライト型居住施設（養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム）について、本体施設が養護老人ホーム・特別養護老人ホームである場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。
- イ 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設にあっては介護・看護職員、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院にあっては介護職員の兼務を可能とする。
- ウ 地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準について、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことを可能とする。
- エ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院について、栄養ケア・マネジメントを当該施設サービスの一つとして位置付けることから、人員基準において管理栄養士の配置を明確化する。

（3）居宅系条例（④、⑧）に適用

- ア 感染症対策について、規則で定める措置の実施を義務付ける。（経過措置期間：令和6年3月31日まで）
- イ 薬剤師が行う（介護予防）居宅療養管理指導に関して、居宅サービス計画の作成等に必要な居宅介護支援事業者等への情報提供を位置付ける。

3 施行期日

令和3年4月1日

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

1 改正理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に鑑み、関係規則の規定を整備するものです。

(関係規則)

- ① 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ② 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ③ 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ④ 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則
- ⑤ 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ⑥ 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則
- ⑦ 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ⑧ 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則
- ⑨ 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

2 改正内容

(1) 各条例施行規則に共通の内容

- ア 運営規程で定める項目として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する。(経過措置期間：令和6年3月31日まで)
- イ 感染症対策委員会について、テレビ電話等の活用による実施を可能とする。
- ウ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格(看護師、介護福祉士等)を有さない者に対する認知症介護基礎研修の受講を義務付ける。(経過措置期間：令和6年3月31日まで)
- エ セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置の実施を義務付ける。
- オ 運営規程等の重要事項について、事業所に書面を備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、事業所での掲示に代えることを可能とする。

カ 重要事項説明書等に関する利用者・入所者への説明・同意等に係るもののうち、書面で行うものについて、電磁的記録による対応の対象外となるものの条文（受給資格の確認とサービスの提供の記録〔被保険者証に記載することにより行うもの〕に関する規定）を明示する。

※軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。

キ 省令改正に伴う引用条文の条項ずれ等の整理を行う。

（２）施設系条例施行規則（④、⑧を除く。）に適用

ア 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施を義務付ける。（経過措置期間：令和６年３月３１日まで）

イ 事故発生防止対策委員会について、テレビ電話等の活用による実施を可能とする。

ウ 事故発生の防止のための安全対策を実施するための担当者を置くことを義務付ける。（経過措置期間：令和３年９月３０日まで）。

エ 従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、特別養護老人ホーム及び介護老人福祉施設にあっては介護・看護職員、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院にあっては介護職員の兼務を可能とする。

オ 個室ユニット型施設のユニット定員について、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとする。

カ ユニット型個室的多床室を廃止する。

※オ及びカについては、軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び介護療養型医療施設及び介護医療院を除く（介護老人保健施設及び介護医療院は、省令において上記内容を規定）。

キ 地域密着型特別養護老人ホームの運営推進会議について、テレビ電話等の活用による実施を可能とする。

ク 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院について、栄養ケア・マネジメントを当該施設サービスの一つとして位置付けることから、人員基準において管理栄養士の配置を明確化する。

ケ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院について、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準で定める。（経過措置期間：令和６年３月３１日まで）

コ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院について、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを運営基準で定める。（経過措置期間：令和６年３月３１日まで）

サ 病床を有する診療所が介護医療院に転換する場合に、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽以外の浴槽の設置は求めないものとする。

(3) 居宅系条例施行規則(④、⑧)に適用

- ア 感染症対策として、感染症対策委員会の開催(6月に1回以上)、指針の整備、研修及び訓練の定期的な実施を定める。
- イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与(販売)について、所在建物の利用者以外の利用者へのサービス提供に努めるものとする。
- ウ 通所介護事業者について、地域との交流及び市町村が実施する事業への協力に努めるものとする。
- エ (介護予防)短期入所生活介護における介護・看護職員の配置要件について、いずれか一人以上を常勤として配置しなければならないものとする。
- オ (介護予防)短期入所生活介護について、看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション等との密接かつ適切な連携により看護職員を確保するものとする。
- カ ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護事業所のユニット定員について、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- キ ユニット型指定(介護予防)短期入所生活介護事業所のユニット型個室的多床室を廃止する。

3 施行期日

令和3年4月1日